

# 中小企業者持続化補助金（災害支援枠）のご案内

令和6年能登半島地震により被害を受け、事業再建に取組む中小企業者の皆様を支援します。

★公募開始：令和6年2月28日（水）～

★申請期間：令和6年3月 6日（水）～4月15日（月）

## 申請要件

### 1. 対象者要件

#### 石川県内に主たる事業場を有する中小企業者

※ただし、小規模事業者は補助対象外

（国の「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」をご活用ください。）

### 2. 補助事業計画策定要件

早期の事業再建に向けた計画を策定していること

事業計画は、最寄りの商工会・商工會議所の確認を受けていること。

## 補助額・補助率

### ①自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害があった事業者

補助上限額 200万円

補助率 1/2以内

※一定の要件を満たす事業者のみ、定額補助あり

### ②令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害があった事業者

補助上限額 100万円

補助率 1/2以内

## 補助対象経費

<ISICO HP>

### 本補助事業の実施に必要な経費

➢ 機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用 等



- 申請は、（公財）石川県産業創出支援機構で受付します。
- 公募要領に記載されている審査項目や注意事項をよく確認の上、事業計画を策定してください。

## 活用イメージ

- 策定した事業計画に基づいて実施する**事業再建**の取組みに必要な経費が補助対象となります。

※ 緑字が本補助金の対象経費

### 事例①

- 被災により失った椅子やテーブル、厨房機器などを新たに購入するとともに、**店舗改装**と合わせて新しいデザインの**看板を作成**。リニュアルオープンにより、集客向上をはかった。

### 事例②

- 店舗が入居していた貸しビルが全壊し、自宅の敷地で営業再開。**新商品開発**のほか、**チラシ・フリーペーパー**での宣伝を行い、被災前の売上げまで回復。

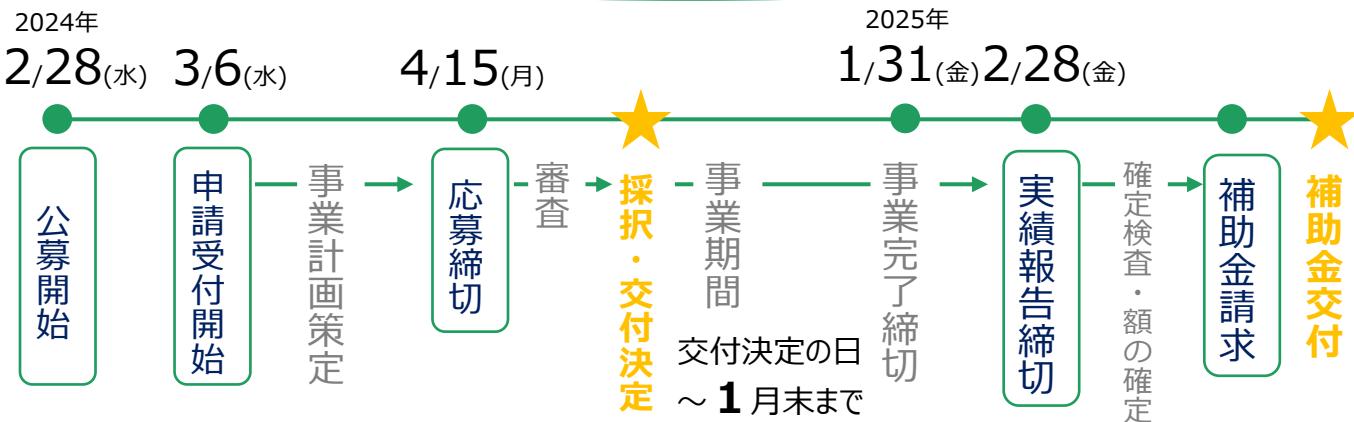
## 補助対象となる期間の特例

- 特例**として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、**交付決定の前に行われた事業に要する費用**についても、**適正と認められる場合**には補助金の対象となります。

※「直接被害」の場合、罹災（被災）証明書、「間接被害」の場合、売上げが減少したことが分かる「認定書」が必要となります。

(いずれも自治体が発行するもの)

## スケジュール(予定)



※交付決定前に発注済みや支出済みの経費は、**補助対象外**です。

※補助金の支払いは、補助事業期間終了後、**精算払（後払い）**となります。

…事業者が行う手続き等

### お問い合わせ先

- (公財) 石川県産業創出支援機構 成長プロジェクト推進部 : 076-267-5551
- 石川県 商工労働部 経営支援課 経営支援グループ : 076-225-1525